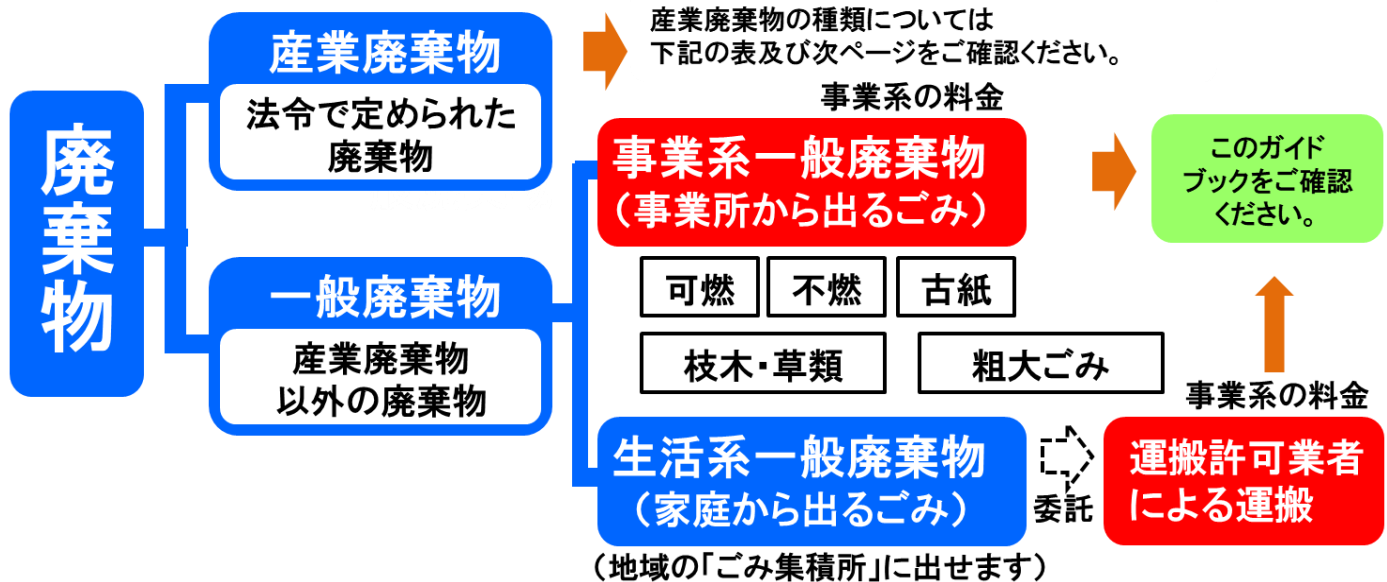


# ■ 事業系一般廃棄物とは ■

廃棄物のうち、産業廃棄物以外を一般廃棄物といい、そのうち、事業活動に伴って生じた廃棄物が事業系一般廃棄物です。事業系一般廃棄物の持込みは、事業系の料金が発生します。また、生活系一般廃棄物を収集運搬許可業者が業として運搬する場合も、事業系の料金が発生します。



**事業活動とは**会社や工場などの事業所のほか、学校や官公署などの公共機関や、NPO(非営利団体)、宗教法人、個人商店など、家庭以外で行われるすべての活動を指します。

## 産業廃棄物の種類表

### あらゆる事業活動に伴う産業廃棄物

- ①燃え殻 ②汚泥 ③廃油 ④廃酸 ⑤廃アルカリ ⑥廃プラスチック類 ⑦ゴムくず  
⑧金属くず ⑨ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑩鋤さい ⑪がれき類  
⑫ばいじん

### 特定の事業活動等に伴う産業廃棄物

- ⑬紙くず（建設業、出版業、新聞業、製本業、印刷加工業、パルプ製造業など）  
⑭木くず（建設業、木材木製品製造業、木材卸売業、パルプ製造業など）  
⑮繊維くず（建設業、衣服その他の繊維製品製造業以外の繊維工業など）  
⑯動植物性残さ（食料品、医薬品、香料製造業） ⑰動物系固形不要物（と畜、食鳥処理場）  
⑱動物のふん尿（畜産農業（ブリーダ-含む）） ⑲動物の死体（畜産農業（ブリーダ-含む））

- ⑳産業廃棄物処理物（①から⑱の産業廃棄物を処分するために処理したもの）  
㉑輸入された廃棄物（輸入された①から⑳の廃棄物）

産業廃棄物の運搬・処分業者については、以下の機関へ問い合わせしてください。

- ①大分県産業資源循環協会（☎097-503-0350） ②大分県北部保健所衛生課（☎0979-22-2210）